

奈良県告示第二百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

令和四年十二月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
三愛歯科医院	橿原市新口町一三三―七	令和四年十月一日
あづみ歯科	五條市田園五―四―一	令和四年十二月一日
ひだまり薬局榛原福地店	宇陀市榛原福地三七六	令和四年十二月一日